



平成 25 年 11 月 12 日

各 位

上 場 会 社 名 **株式会社サニックス**  
代表者役職氏名 取締役社長 宗 政 伸 一  
(コード番号 4 6 5 1 東証一部、福証)  
問 い 合 わ せ 先 常務執行役員 経営企画部長  
井 上 公 三  
TEL 092 - 436 - 8882

## 当第 1 四半期における不適切な会計処理及び決算修正について

当社は、平成 25 年 11 月 7 日付「当社連結子会社の従業員による不正行為について」にて公表いたしましたとおり、特定の従業員による架空売上の計上の事実が判明した後、当連結子会社におけるその他の売上計上案件を含め、全容を解明すべく社内調査を進めてまいりました。

本日、当社取締役会は緊急調査チームから調査結果の報告を受け、事案の確認及び再発防止策等について決議するとともに、当第 1 四半期決算に影響する範囲が確定いたしましたので、当該第 1 四半期決算修正について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主及び取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 緊急調査チーム設置の経緯及び目的

当社は、当社連結子会社である株式会社サニックスエンジニアリングの産業用太陽光発電システムの売上に関連し、平成 25 年 5 月に計上した産業用太陽光発電システム（出力 10kW 以上）取付施工の一件について架空売上に計上していた事実が判明したため、本事案に関する詳細かつ正確な事実関係の解明を行うとともに、その他の売上計上案件において類似する案件の有無及び期間帰属の適正性に関する調査等を行うことを目的として、当社取締役常務執行役員経理部長増田道正を責任者とし、当社内に緊急調査チームを設置いたしました。

緊急調査チームは、取締役常務執行役員経理部長増田道正を責任者とし、当社総務部、経理部、人事部、経営企画部、コンプライアンス推進部、内部監査室のスタッフ計 18 名で構成しました。

#### 2. 緊急調査チームによる調査結果

緊急調査チームによる調査結果の要旨は添付の「調査報告書（要約版）」のとおりです。これは当社取締役会に提出された「調査報告書（正本）」のうち、個人及び当社グループ外の取引先を特定しうる情報等一般に開示することが適切でない部分を除外し、正本の主旨を損なわない範囲で緊急調査チームが作成したものです。

#### 3. 不適切な会計処理の概要

調査により判明した不適切な会計処理の概要につきましては次のとおりです。なお、各事案の詳細につきましては、添付の「調査報告書（要約版）」をご参照ください。

(1) 特定の従業員による架空売上の計上

平成 25 年 5 月に計上されていた産業用太陽光発電システム（出力 10kW 以上）取付施工の一件について、出荷された部材が現地近隣の貸倉庫に保管された状態で、施工の実態が無いにもかかわらず売上が計上されておりました。その売上金額は約 100 百万円であります。

(2) 当第 1 四半期間における売上高の一部の期間帰属不適正計上

- ①産業用太陽光発電システム（出力 10kW 以上）取付施工売上の一部につき、正しくは 7 月に計上すべきところ 6 月に計上していたものが 1 件ありました。その売上金額は 84 百万円であります。
- ②概ね工事は完了しているものの、完工に必要な機材部材の一部が設置されていなかったものにつき、正しくは 7 月に計上すべきところ 6 月に計上していたものが 12 件ありました。その売上金額は 89 百万円であります。

4. その他の不適切な会計処理の有無

上記 3 以外、その他の不適切な会計処理の有無について検証いたしましたが、不適切なものは発見されませんでした。

5. 当第 1 四半期開示資料の訂正および影響額について

(1) 当第 1 四半期開示資料の訂正（平成 25 年 11 月 12 日提出予定）

- ①第 36 期第 1 四半期 訂正四半期報告書（平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日）
- ②（訂正版）平成 26 年 3 月期 第 1 四半期決算短信（平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日）

(2) 当第 1 四半期における影響額

（単位：百万円）

平成 26 年 3 月期第 1 四半期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 6 月 30 日	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益
訂正前	16,027	1,056	1,015	830
訂正後	15,753	965	924	778
影響額	△274	△90	△90	△51

6. 再発防止に向けた取り組み

当社は、既に改善済みの項目を含めて今後同様の事案が発生することを防止するために、次のとおり対策を講じてまいります。なお、対策の具体的内容につきましては、添付の「調査報告書(要約版)」をご参照ください。

- (1) 売上計上に係る業務プロセスにおける内部統制の改善
- (2) 組織管理体制の強化
- (3) 子会社におけるコンプライアンス意識の向上と社内ルールの徹底

7. 関係者の処分等について

本件に係る関係者の処分等については、当社賞罰委員会に一任するものとし、厳正に対処いたします。

8. 当第 2 四半期決算短信の開示時期について

平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算短信の開示時期につきましては、平成 25 年 11 月 13 日を予定しております。

以 上

# 調査報告書(要約版)

株式会社サニックス取締役会 宛

平成 25 年 11 月 12 日  
緊急調査チーム

## I. 調査の概要

- 1) 緊急調査チーム設置の経緯および目的
- 2) 調査チームの構成
- 3) 調査事項
- 4) 調査の範囲および手法

## II. 調査により判明した事実

- 1) 本事案の事実、原因、不正の手法について
  - (ア) 本事案において判明した事実について
  - (イ) 本事案が発生した原因・動機について
  - (ウ) 本事案の不正の手法について
- 2) 当該担当者によるその他の案件の調査
- 3) 当該担当者が所属する地区のその他の案件の調査
- 4) 類似する案件の有無の調査
- 5) 期間帰属の適正性に関する調査

## III. 原因の分析

## IV. 今後の対策

## I. 調査の概要

### 1) 緊急調査チーム設置の経緯および目的

株式会社サニックス（以下、当社という）の連結子会社である株式会社サニックスエンジニアリング（以下エンジという）の産業用太陽光発電システム売上に関連し、平成 25 年 10 月 7 日午前 10 時頃、当社内部監査室へ匿名の通報があった。その内容は、「九州某地区で 1 億円の架空売上を行っている疑いがある」というものであった。

通報を受けた内部監査室にて、社内システムを使って顧客データの検索をしたところ、指摘された地区において、平成 25 年 5 月 31 日に 1 億円に相当する売上が計上されている物件を特定した。

翌日の 10 月 8 日に内部監査室の係長が、当該物件の現地確認を行った結果、設置先とされる場所に設置を確認できなかった。このため翌 10 月 9 日、営業担当者本人に当社内部監査室係長が事情を聴取したところ、架空売上を計上し、設置される予定であった部材を外部倉庫に保管している旨の供述を得た。同 10 月 11 日、内部監査室の主任が、営業担当者の供述どおりその倉庫内に部材が保管されていたことを確認し、売上が架空であったとの確証を得た。また、並行して本案件の関連書類を確認したところ、顧客との間で交わす「業務請負契約書」や「施工完了報告書」を含む売上計上に必要な書類が完備していたことを把握した。

このことにより、当社内部監査室は、この売上の計上（以下、本事案という）を重大な不正行為である可能性が高いと位置付け、平成 25 年 10 月 13 日に内部監査室長宛てに、本事案に関する「特別調査報告書」を提出すると同時に、当社内に緊急調査チームを設置することを要請し、同 10 月 24 日、当社内に緊急調査チームを設置した。

### 2) 調査チームの構成

本緊急調査チームは、取締役常務執行役員 経理部長増田道正をリーダーとし、当社総務部、経理部、人事部、経営企画部、コンプライアンス推進部、内部監査室のスタッフ計 18 名で構成した。

（緊急調査チーム）

責任者 増田取締役常務執行役員 経理部長  
高野取締役常務執行役員 人事部長兼内部監査室長  
谷村専務執行役員 総務部長  
井上常務執行役員 経営企画部長  
中島コンプライアンス推進部長

その他総勢 18 名

3) 調査事項

- (ア) 本事案についての事実、原因、不正の手法の調査
- (イ) 本事案の営業担当者により売上計上された案件の調査
- (ウ) 本事案の営業担当者が在籍する地区のその他の案件の調査
- (エ) 類似する事案の有無の調査
- (オ) 期間帰属の適正性に関する調査

4) 調査の範囲および手法

- (ア) 本事案についての事実、原因、不正の手法の調査

本事案の現場における実在性の確認、契約から売上計上までの内容、事務処理等に関する事項を現地調査、書類精査による手法で確認し、本事案発生の原因、不正の手法について、営業担当者をはじめ必要と思われる対象の事情聴取により調査した。

(本事案の物件の内容)

契約内容

設置内容 : ①モジュール 672 枚 (168 枚×4 基、パソコン 10 台)

②モジュール 672 枚 (168 枚×4 基、パソコン 10 台)

契約金額 : ①50,285,716 円 (12,571,429 円×4 基分)

②50,285,716 円 (12,571,429 円×4 基分)

合計 100,571,432 円

売上計上日 : 平成 25 年 5 月 31 日

営業担当者 : A

- (イ) 当該担当者によるその他の案件の調査

A により売上計上された産業用太陽光発電システムの案件で、入金済みのものを含む計 30 件 (約 1 億 4800 万円分) すべての実在性を現地調査の手法により確認した。

- (ウ) 当該担当者が所属する地区のその他の案件の調査

A が在籍する地区のもので、A 以外の営業担当者が担当して売上計上されたもののうち、平成 25 年 10 月 23 日時点で売掛金残高のある案件計 11 件 (約 7100 万円分) についての実在性を現地調査の手法により確認した。

(エ) 類似する事案の有無の調査

平成 25 年 10 月 23 日現在で、同年 9 月以前に発生した売掛金がある案件 509 件（計約 52 億 9000 万円）の残高を分類し、平成 25 年 6 月末以前に売上計上をした全件、および 7 月および 8 月に売上計上をしたもののうち売上金額 1000 万円以上の全件を調査対象とした。その結果、調査対象は、計 197 件（約 27 億 4400 万円分）となった。この 197 件全件につき、現地調査の手法により実在性を確認した。

なお、平成 25 年 7 月および同 8 月に売上を計上し、かつ同年 10 月 23 日現在で売掛残高のある案件のうち売上金額が 1000 万円未満の 157 件（約 7 億 3500 万円分）と、卸販売および売上訂正を行った案件計 16 件（約 1 億 4400 万円分）は金額的重要度が低いと判断し、除外した。

また、平成 25 年 9 月売上計上分 195 件（約 15 億 7700 万円分）においては、同年 9 月 1 日から施工完了時の現場写真の添付を売上計上の要件とすることがルール化され実行されていることにより、売上計上に関する不備は補完されたとして調査対象から除外した。

(オ) 期間帰属の適正性に関する調査

本事案においては、平成 25 年 5 月 31 日の売上計上時点で、売上計上に必要とされている書類すべてが完備されていたことが判明している。このため、本事案判明時点においては売上計上時におけるチェックのルールに不備があった可能性があるとして、売上計上の日付の適正性に疑義があると判断し、売上の期間帰属の適正性に関する調査を行うこととした。この調査の範囲および調査手法は次の通りである。

- ① 平成 25 年 3 月と平成 25 年 6 月に売上が計上された全件について、各売上日と材料出荷日データの照合により当該期間帰属による不適正計上の可能性を確認した。

具体的には、平成 25 年 3 月末日以前の 5 日間（平成 25 年 3 月 26 日から 3 月 31 日）および平成 25 年 6 月末日以前の 5 日間（平成 25 年 6 月 26 日から 30 日）の当社倉庫より払出された払出し記録において、それぞれ平成 25 年 4 月 1 日以降、平成 25 年 7 月 1 日以降にも施工が継続していた可能性のある物件の抽出を行ない、当該物件について担当の営業社員および技術社員に対する事情聴取を行い、売上高の計上日時が適正であることを確認した。

- ② 平成 26 年 3 月期第 1 四半期に発生した売上訂正に関する稟議書の訂正理由において、当該期間帰属による不適正計上の事実の有無を確認した。

## Ⅱ. 調査により判明した事実

### 1) 本事案の事実、原因、不正の手法について

#### (ア) 本事案において判明した事実について

##### ① 施工現場における実在性

当該施工現場において実在性の確認を行った。その結果、施工（着工）が行われていなかった。

##### ② 製品保管倉庫における未使用在庫の確認

当該施工現場に実在しなかった施工部材について、Aの供述通り、現地近郊にある貸し倉庫において保管されていることを確認した。Aによると、本来技術職が行う発注入力を、発送先住所を含めて本人が直接行った。また、倉庫は当該顧客にAが費用を負担すると約束して借りてもらったものである。

##### ③ 売上の計上（入力）時の確認および承認押印について

本事案の売上計上において、手続および承認等の適正性を確認した。その結果、所属から送付された施工完了報告書を基に本社産業用太陽光発電システムプロジェクト（以下プロジェクトという）の売上入力担当者による確認と当該入力に適正に行われ、またプロジェクトの課長による売上承認行為が適切に行われていた。

##### ④ 設備認定申請状況について

本事案の設備認定申請において、申請手続業務の適正性を確認した。その結果、適正に申請手続が行われており、問題視する箇所等は見受けられなかった。

##### ⑤ シミュレーションおよび見積書作成業務について

本事案の発電シミュレーションおよび見積書作成について、適正性を確認した。その結果、設置図面の作成およびシミュレーション等の内容も適切であり、問題視する箇所等は見受けられなかった。

##### ⑥ 上司への報告について

Aは、平成25年7月末、当社当該地区本部長Bに事実関係を報告したが、本件通報があるまで、B本部長からエンジ本部他に対して本事案に関する報告は行われず、当該顧客代表者等との面談後、Aに対して着工完工を急

ぐよう指示をしたのみであった。

上記①から⑥を総合すると、次のようになる。

本事案は、平成 25 年 5 月 31 日に一部書類が A により偽造された結果、事務手続き上は問題なく売上計上されたが、実際には施工（着工）されていない架空売上計上物件であり、本件向けに出荷された部材は、現地近隣にある貸し倉庫に保管されていた。本事案の売上計上を行った約 2 ヶ月後の平成 25 年 7 月末、当社 B 本部長は、A より現状の報告を受けたが、適正な措置および本社への報告を行わず、A に対し早急な着工を促していた。

(イ) 本事案が発生した原因・動機について

A は偽りの報告を繰り返すことで、当該案件が実態のないものであることを隠し続けた。架空売上の動機としては、平成 25 年 5 月当時、A の持っていた売上見込み先が相次いでキャンセルとなり、それをカバーするためにも規模の大きな本事案物件をなんとかしても成約しなければという思いが強まった。購入予定の当該土地の権利問題で押印を渋る顧客を説得して契約書を作成し、契約書を元に発注を行い、その規模から 2 週間程度かかると思われる工期の整合性をとるために 5 月中旬に着工するという偽りの報告をしてしまった。

顧客が取得予定の土地には敷地内に電柱があったため電力会社の系統連系も容易であり、顧客の購入意欲が高いことから、多少遅れても大きな問題には発展しないと安易に判断し、後戻りできない不正の正当化に突き進んでいったものと思われる。

架空売上の目的としては、自分の売上がひいては所属全体の月次目標の達成に繋がるという思いで行った単純なものであり、商品の横流し等で経済的利益を得ようとした強い悪意のあるものではないと判断できる。

(ウ) 本事案の不正の手法について

エンジにおいては、本事案の発生した平成 25 年 6 月当時は、顧客・エンジ双方の押印がなされた「工事請負契約書」と、顧客の記名押印がある「施工完了報告書」を売上計上に必要な書類としていた。本事案が売上計上できた確定的要因の一つは、売上計上処理に必要な顧客の記名押印がある「施工完了報告書」が完備されていたことにある。この「施工完了報告書」の記名押印は、A 本人が偽造したものであることを認めた。

また、本来施工先に直送あるいは所属倉庫に送付するはずの部材が外部倉庫に送付されていたことも本事案の特徴的事実である。A によると、本来技術職が行う部材発注の入力を本人が行うことで不自然さの発覚を逃れたものであ



る。

2) Aにより売上計上された案件の調査

Aにより売上計上された産業用太陽光発電システムの案件で、入金済みのものを含む全計 30 件について緊急調査チームのメンバーによる現地調査による確認を行った結果、そのすべてについて実在性が確認できたため、本事案以外は問題はないと判断した。

3) Aが在籍する地区のその他の案件の調査

Aが在籍する地区のもので、A以外の営業担当者が担当して売上計上されたもののうち、平成 25 年 10 月 23 日時点で売掛金残高のある 11 件をについて緊急調査チームのメンバーによる現地調査による確認を行った結果、そのすべてについて実在性が確認できた。

4) 類似する事案の有無の調査

全地区において、平成 25 年 10 月 23 日現在で売掛金がある案件のうち、平成 25 年 6 月末以前に売上計上をした全件、および 7 月および 8 月に売上計上をしたもののうち売上金額 1000 万円以上の全件計 197 件全件につき、緊急調査チームのメンバーによる現地調査による確認を行った結果、そのすべてについて実在性が確認できた。

5) 期間帰属の適正性に関する調査

① 平成 25 年 3 月と平成 25 年 6 月に売上が計上された全件について、各売上日と材料出荷日データの照合により当該期間帰属にかかる不適正計上の有無を確認した結果、平成 25 年 6 月末に売上が計上されたものの、部材の一部が 7 月に出荷されていたものが 33 件存在していることが判明した。これらすべてについて、書類の精査とともに営業担当者および工事を担当した技術担当者に事情聴取をした結果、次の 1. に記載する 1 件と、2. に記載する 12 件の計 13 件について売上の期間帰属を修正すべきものがあると結論した。なお、残りの 20 件については適正に計上されていることが確認できた。

1. 10 基中、施工完了が 3 基にもかかわらず、10 基分の売上が計上されたもの 1 件。

契約内容

設置内容 : モジュール 1680 枚 (168 枚×10 基、パワコン 50 台)

売上金額 : 120,090,000 円（10 基分）

売上計上日 : 平成 25 年 6 月 30 日

（適正でないとは判断した概要）

本件は、合計 10 基（約 500kW）の案件で、当初 6 月中旬に着工し 6 月末に完工予定であったが、顧客先代表者の入院等の事情で着工がずれこんだため、着工後に技術社員を大量に投入したものの、最終的にパソコン設置架台の一部（7 基分）の出荷及び納品が間に合わず、6 月 30 日には 3 基分のみ完工していたものである。同 6 月 30 日に 10 基分の「工事完了報告書」に顧客の記名押印を得ていたため、訂正することなく 10 基分計 120,900,000 円を売上計上したものである。

このうち 7 基分の 84,630,000 円については、6 月に計上すべきでないため売上計上日が適正でなく、修正を要すると結論できる。

2. 概ね工事は完了しているものの、完工に必要な機材部材の一部が設置されていなかったもの計 12 件、合計 89,056,569 円が判明した。

（適正でないとは判断した概要）

これらの案件は、ほとんどの工事は完了していたが、電力会社との系統連系の際に必要な漏電遮断器の設置が売上計上月の翌月になったもの 7 件、漏電遮断器と集電箱の設置が翌月になったもの 1 件、接続箱の設置が翌月になったもの 1 件、発電状況をモニタする「エコメガネ」の設置が翌月になったもの 2 件、「エコメガネ」とパソコン収納箱の設置が翌月になったもの 1 件、の計 12 件であった。これらの案件の売上計上日である平成 25 年 6 月 30 日時点における売上計上基準に不備があり、完工による売上計上という本来の基準によって判断すると売上計上日が適正でなく、修正を要すると結論した。

- ② 平成 26 年 3 月期第 1 四半期に発生した売上訂正に関する稟議書の訂正理由において、当該期間帰属による不適正計上の事実の有無を確認した。この結果、いずれの売上も適正に計上されていた。

### Ⅲ. 原因の分析

当緊急調査チームは、本事案をふくめた不適切な売上計上が行われた原因として、売上計上時のチェックのルールを含めた内部統制の不備があったと判断した。

本事案が起こった産業用太陽光発電システム販売施工事業は、平成 24 年 7 月の「再生可能エネルギーの固定買取価格制度」の開始を受けて当社子会社であるエン

ジにおいて新たに始めたものであり、その売上計上基準を含めた内部統制は、当社の従前のものをそのまま踏襲したものであった。また、営業人員、技術人員はHS事業部門からの配置換えによる体制となっていた。

産業用太陽光発電システムは平成25年1月から非常に強い需要環境の中、販売施工が本格化し、エンジにおける業務量は飛躍的に増加したものの、売上計上時のチェックのルールを含めた内部統制についてはHS事業部門のものを踏襲しており、結果として不十分であった。平成25年10月の本調査の時点では売上計上時のチェックのルールを見直して、本事案のような事象は発生しない体制となっているが、本事案の発生した時点においては内部けん制が十分に機能する体制になく、売上計上の業務プロセスにおいて内部統制に不備があったと言わざるを得ない。

#### IV. 今後の対策

本事案は平成26年三月期第1四半期に発生した事象であり、本報告書提出時点では、本事案の原因について改善がみられているものもあるが、当緊急調査チームは、事実関係および発生原因の分析をもとに、それら改善済みの項目を含めて、今後同様の事案が発生することを防止するために、以下の対策を講じ、同時に本事案および不適切な売上の計上に関与した社員に対して厳正な対処をすることを提言する。

##### ① 売上計上に係る業務プロセスにおける内部統制の改善

売上計上に係る業務プロセスにおける内部統制をさらに整備し、以下の具体的方策により有効に機能するよう改善する。

1. 売上計上の必須書類に施工工程毎の現場写真、「工事完了チェックシート」を追加する。（平成25年9月1日より導入済み）
2. 売上計上のチェック体制を強化するために業務プロセスを見直し、本社経理部長の承認をもって売上計上とする。（平成25年9月1日より導入済み）
3. 関連書類の作成を担当する際、「契約書」は営業職、「施工完了報告書」・工事現場写真・「工事完了チェックシート」は技術職が担当する。（平成25年11月1日より導入済み）
4. 本社お客様相談室から契約者に対し契約締結後にお礼の電話をする。（平成25年11月1日より実施済み）さらに施工完了後にお礼と確認の電話をする。
5. 「工事完了報告書」を廃止し、「着工・完工報告書」を導入し、売上計上の確認書類とする。（平成25年11月7日に導入済み）
6. 内部監査室の強化によりモニタリング体制の向上。

##### ② 組織管理体制の強化

エンジの営業部長はこれまで営業推進と売上実績の管理業務を担当していたが、これを分離して新たに管理部長職を設置し、売上に関する管理業務を職掌に定めて、業務プロセスの運用面を強化すること。（平成 25 年 11 月 1 日に実施済み）

- ③ 子会社におけるコンプライアンス意識の向上と社内ルールの徹底  
子会社を含む全社的にコンプライアンス意識向上のための教育・研修・指導等を実施するとともに、子会社を含む各会社、部門等の各組織における社内ルールの理解の確認と徹底を図る。

今般、本事案を含む不適切な会計処理を未然に防止することができなかったことを受け、当緊急調査チームは、その重大さを改めて認識し、当社グループ全体でコンプライアンス意識の向上を図り、各種再発防止策を早急に確実に実行し、また、全役職員が一丸となって二度とこのような問題を発生させないよう取り組むことを提言する。

以上